

返戻金制度について

■返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後6カ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社日から3ヶ月以内で退職した場合・・・・・・・・・・紹介手数料の50%
- (2) 入社日から4ヶ月超6ヶ月以内で退職した場合・・・・・・・・・・紹介手数料の30%

※紹介先企業の都合による解雇、紹介先企業に起因する退職の場合は、この返戻金制度は適用しません。